

資料6

# 資料

平成 19 年 11 月 21 日

金融庁

## 利益相反の管理に関する欧米の規制枠組みについて

- 利益相反の管理に関する欧米各国の規制は、総じて、利益相反の管理に関する一般的な原則を提示した上で、そのために必要な体制整備等について規定することにより、自主的な規律付けを促すものとなっている。

### 【米国】

- 利益相反の管理に関する包括的な規制はなし。  
注) 銀行グループが投資助言・運用業を営むにあたっての行為規制あり (Regulation Y)。
- FRB 等の監督マニュアルでは、レバレッジド・ファイナンス、プライベート・バンキング、証券プローカレッジ等の各業務に関し、利益相反の特定・回避・管理のための組織体制の整備、方針・手続きの策定及び情報開示等について規定。

### 【欧州】

- EU の「金融商品市場指令」(MiFID) では、域内各国当局が、業者に対し、利益相反の特定・回避・管理のための組織体制の整備、方針・手続きの策定及び情報開示等を求めることとされている。
  - ⇒ 英国 FSA の監督指針 (ハンドブック) では、「業者と顧客の間、及び複数の顧客の間で生じ得る利益相反の十分な管理」を、監督上の原則の一つ (Principle 8) と位置付けた上で、各業者が最低限満たすべき組織体制、方針・手続き、及び顧客へ情報提供・開示すべき事項等について規定。
  - ⇒ ドイツの証券取引法では、利益相反回避の観点から、業者としての禁止行為を規定するとともに、業者と顧客の間及び複数の顧客の間で生じ得る利益相反を最小化するための適切な内部統制手続きの確保等を義務づけ。また、当該規定を受けた BaFin の監督指針では、業者内の業務隔壁 (チャイニーズ・ウォール)、取引監視態勢及びコンプライアンス部門の機能等について規定。

## (参考) 利益相反に関する国際的な最低基準

### 1. バーゼル銀行監督委員会「コア・プリンシプル・メソドロジー」(1999年10月策定、2006年10月改訂)

#### ● 原則8（信用リスク）に関する必須基準3

監督当局は、銀行が利益相反を排除し、独立企業間（arm's length）の原則に則って与信を決定することを求め、定期的に確認する。

### 2. 証券監督者国際機構（IOSCO）「証券規制の目的と原則」(1998年9月策定、2003年5月改訂)

#### ● 原則12.5 市場仲介者：業務執行に関する規則及び健全性に関するその他の要件

（略）

市場仲介者は、顧客利益の保護及び市場の品位（integrity）の確保に資するよう行動しなければならない。

（略）

市場仲介者としての適切な内部組織の詳細は、会社の規模、事業の性質及び引き受けるリスクによって異なるが、市場仲介者に関する規制は、一般的に以下の基準を満たすものでなければならない。

（略）

- ・ 利益相反 — 市場仲介者は、いかなる利益相反も避けるよう努力しなければならない。利益相反の可能性がある場合には、適切な情報開示や機密保持に関する内部規則を通じて、または、利益相反が避けがたい場面では行動を控えることにより、全ての顧客が公平に扱われるようにならなければならない。自社の利益を顧客の利益よりも優先させてはならない。

## 発行体向けクロスマーケティングに関するこれまでの規制緩和の流れ

### ● 規制の概要

銀証分離により、銀行等による引受け業務は禁止されているが、銀行等が取引先企業に対し、株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務は認められている。なお、アドバイスや紹介に止まらない具体的な条件の提示や交渉は、「引受け」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。

### ● これまでの、発行体向けの総合的な金融サービスの提供に向けた規制緩和の流れ

#### (1) 共同訪問の解禁

銀行の職員と証券会社の職員による顧客への共同訪問の解禁（平成11年）

#### (2) 顧客からの包括同意による非公開情報の授受の解禁

顧客の非公開情報の授受の禁止規定について、解除される要件を個別同意から包括同意へ（平成11年）

#### (3) アドバイス、紹介業務の解禁

旧『証券会社向けの総合的な監督指針』：銀行等が取引先企業に対し、株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務は、金融商品取引法第33条に該当しない、と整理。（平成16年）

『主要行等向けの総合的な監督指針』：銀行が固有業務と一体となって実施するコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務等は銀行法上の「その他の付随業務」に該当。その中には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる、と整理。（平成16年）

## 金融商品取引法

(金融機関の有価証券関連業の禁止等)

第三十三条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、有価証券関連業又は投資運用業を行つてはならない。

(定義)

### 第二条

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（中略）のいずれかを業として行うことをいう。

六 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。）

6 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。

## 証券会社の行為規制等に関する命令（共同訪問の禁止）

平成11年4月に廃止

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する總理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

四 証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人が当該証券会社の親銀行等（略）又は子銀行等（略）の取締役若しくは監査役（略）又は使用人（以下この号において「親銀行等の取締役等」という。）とともに同一の顧客を訪問すること（当該証券会社の親銀行等の取締役等とともに訪問すべき旨の要請が当該顧客からなされており、かつ、当該要請の目的が特定されている場合、又は当該訪問の際に行われる行為が国債証券等に係る法第二条第八項各号に掲げる行為に関するものに限定されている場合を除く。）。

## 証券会社の行為規制等に関する命令／金融商品取引業等に関する内閣府令

### 改正前

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

八 証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客に関する非公開情報（略）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、又はその親法人等若しくは子法人等に提供すること（当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役若しくは監査役若しくは使用人による当該非公開情報の提供につき事前に当該発行者又は顧客の個別の同意がある場合及び次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。）。

### 金融商品取引業等に関する内閣府令

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合

## 金融審議会金融分科会第一部会報告

### 「市場機能を中心とする金融システムに向けて」（平成15年12月）

銀行が貸出先中小企業に対し市場調達や株式公開に向けたアドバイスを行うとか、公開可能な貸出先企業を引受証券会社に紹介するといった市場誘導業務（これまでフィービジネスとしては65条に抵触すると観念されてきた業務。誘導する市場は、企業の成長段階に応じて、グリーンシート、新興市場、取引所二部・一部となる。）を行うことにより、銀行と証券会社が連携して、市場機能を中心とする金融システムに向けた大きな流れを造りだせるのではないかと考えられる。換言すれば、一般事業会社にできることを、銀行にだけ制度的にできないままにしておくことは、もはや国民に対して説明できない段階にきていると考えられる。

## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

### VII-2-5 金商法第33条の規定の解釈について

#### (1) 金商法第33条第1項本文の規定の解釈について

① 銀行、協同組織金融機関その他金商法施行令第1条の9で定める金融機関（以下VII-2-4において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、金商法第33条第1項により行ってはならないとされている行為には該当しない。

イ. 取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務

ロ. 勧誘行為をせず、単に顧客を金融商品取引業者に紹介する業務

② 上記①ロの「紹介」には、以下の行為を含む。

イ. 当該銀行等の店舗に、金融商品取引業者が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。

ロ. 当該銀行等と金融商品取引業者の関係又は当該金融商品取引業者の業務内容について説明を行うこと。

## 主要行等向けの総合的な監督指針

### V-3-2 「その他の付随業務」の取扱い

銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

（1）銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。

（注1）これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。

なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。